資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千二百五十万円、資本準備金の額を三億八千二十五万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月五日

掲載頁　九十六頁（号外第七十二号）

平成二十三年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

株式会社エスホールディングス

代表取締役　須原伸太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、資本準備金の額を一億五千万円減少し、それぞれ三千九百五十万円、三千九百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月十一日

掲載頁　九十一頁（号外第四十九号）

平成二十三年十月二十七日

東京都小平市喜平町一丁目一三番二号

太誠エスリード株式会社

代表取締役　瀬戸　康肇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万円、資本準備金の額を四億八千万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十四年一月一日であり、株主総会の決議は平成二十三年十月十四日に終了しております。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十八日

掲載頁　一六四頁（号外第一三八号）

平成二十三年十月二十七日

長野県茅野市金沢字茂左久保五一二五番地

東洋バルヴ株式会社

代表取締役　長田　行雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十七日

東京都江東区東雲一丁目七番一二号

シールドグループホールディングス株式会社

代表取締役　高久　勉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月十一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

株式会社エスホールディングス

代表取締役　須原伸太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十二月十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社バリューＨＲ

代表取締役　藤田美智雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月二十七日

広島市西区西観音町一五番九号

都市環境整備株式会社

代表取締役　金井　松浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月二十七日

北海道札幌市東区北六条東四丁目八番地四五

早坂理工株式会社

代表取締役　早坂　岳志

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十月二十七日

福井県鯖江市柳町一丁目九番五号

エスパル株式会社

代表取締役　片山　純子

訂正公告

平成二十三年四月十一日（号外第七十六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑥欄「平成９年９月19日」とあるは「平成９年９月16日」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十月二十七日

東京都新宿区四谷三丁目七番地

株式会社サクラトラベル

代表取締役　糸井川康雄

訂正公告

平成二十三年十月十二日（号外第二二〇号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、「②兵庫県知事(1)300223」とあるは「②兵庫県知事(2)300223」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十月二十七日

兵庫県川西市平野一―二五―一二

有限会社ホウガ

代表取締役　渡瀬　久男

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十三年十月七日（号外第二百十八号）厚生労働省・国土交通省告示第一号（高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する件）	
			（原稿誤り）	
一〇	下	終りから一〇	この限りでない	2に則して契約を締結すること
〃	〃	一	望ましい	が望ましい必要である
			一一ページ上段五行目の「含め、」は「含め、家賃等の前払金を受領する場合にあっては、入居契約において、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び登録事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法を明示する等、」の誤り。	
一一	下	七	もの	こと
			同月七日（同号外）国土交通省告示第千十五号（国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置の全部を改正する件）	
			（原稿誤り）	
二一	上	終りから三	平成十三年国土交通省告示第千九百七号	平成二十一年国土交通省告示第三百二号
			同月七日（同号外）国土交通省告示第千十六号（高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を定める件）	
			（原稿誤り）	
二一	下	終りから一六	第三十四条	第四条第五号及び第三十四条
			二一ページ下段終りから六行目を削る。	
			同ページ同段終りから三行目の次に次を加える。	
			（平成十七年国土交通省告示第千百五十号の一部改正）	
			第三条　平成十七年国土交通省告示第千百五十号の一部を次のように改正する。	
			題名中「第14条の２第５号」を「第４条第５号」に改める。	
			3中「第50条」を「第46条」に改める。	
			同月十二日国土交通省告示第千二十七号（住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件）	
			（原稿誤り）	
七三		終りから一〇～九	十七番地	百七十三番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十七日付第二三二号
九月三十日付参会第四号四九六ページ●同日付政府調達第二〇二号三二ページ●八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）